入　札　説　明　書

入札公告を行った一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。入札参加者は、下記の事項を熟知のうえ、参加申請をしてください。なお、本工事における入札は、「三郷町電子入札システム」により執行を行います。

<table>
<tr><td>1</td><td>公　告　日</td><td>令和８年４月 30 日</td></tr>
<tr><td>2</td><td>契　約　者</td><td>三郷町長　　木　谷　　慎　一　郎</td></tr>
<tr><td>3</td><td>工 事 名 称</td><td>令和８年度　町道立野 162 号線舗装修繕工事（長寿命化事業）</td></tr>
<tr><td>4</td><td>工 事 場 所</td><td>三郷町立野北１丁目　地内</td></tr>
<tr><td>5</td><td>工 事 期 間</td><td>契約締結日から令和８年８月 21 日</td></tr>
<tr><td>6</td><td>予 定 価 格</td><td>2,195,000 円（消費税相当額を除く）</td></tr>
<tr><td>7</td><td>最低制限価格</td><td>1,962,000 円（消費税相当額を除く）</td></tr>
<tr><td>8</td><td>入札書開札日</td><td>開札日時：令和８年５月 22 日（金）　　午前 10 時 00 分
三郷町電子入札システムにより開札を行います。</td></tr>
<tr><td>9</td><td>工 事 の 概 要</td><td>舗装打換え工　A=321.0 ㎡</td></tr>
<tr><td>10</td><td>競争入札に参加する者に必要な資格</td><td>三郷町契約規則（平成１０年５月三郷町規則第９号）第１８条に規定する指名競争入札参加資格審査申請書（建設工事）を提出し、入札参加有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載されている企業であって、次に掲げる条件をすべて満たされていること。
<table>
<tr><td>地 域 要 件</td><td>三郷町内に本店又は営業所を有するもの</td></tr>
<tr><td>資 格 要 件</td><td>舗装工事の許可を有するもの</td></tr>
<tr><td>等 級 要 件</td><td>有資格者名簿舗装工事において C ランクを有するもの</td></tr>
<tr><td>配 置 技 術 者</td><td>工事期間中条件を満たす技術者を配置すること。
なお、契約金額 4,500 万円以上（建築工事は 9,000 万円以上）の工事については専任にて技術者を配置すること。</td></tr>
</table>
入札公告日より入札執行日までの間において、三郷町建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。</td></tr>
<tr><td>11</td><td>競 争 入 札 参 加 資 格 の 確 認 手 続</td><td>入札に参加しようとするものは、あらかじめ、一般競争入札参加申込書（様式第１号）を町長に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。
申込書配布期間：公告日より
申込書配布方法：三郷町入札情報公開システムよりダウンロードすることができます。
申込書提出期間：公告日から令和８年５月 14 日（木）午後５時まで
申込書提出場所：三郷町電子入札システム</td></tr>
<tr><td>12</td><td>設 計 図 書（仕様書）の 配　　布</td><td>本工事に係る設計書、仕様書、図面等（以下「設計図書等」という。）については、下記の期間三郷町入札情報公開システムよりダウンロードすることができます。
配布開始日：公告日より</td></tr>
</table>

13	設計図書等に対する質問及び回答	設計図書等に対する質問は、下記の期間に町長に対し書面により提出してください。質問に対する回答は、三郷町入札情報公開システムに掲載します。また、提出された質問書及び回答書は、開札日の前日までに、他の申込者にも周知を図るものとします。 提出期間：公告日から令和８年５月 15 日（金）午後５時まで 提出場所：三郷町役場　総務部　まちづくり推進課
14	参加資格の確認及びその公表	公表日及び通知日：令和８年５月 18 日（月） （１）参加資格を得た企業について 入札事前公表書により三郷町役場２階入札掲示板及び、三郷町入札情報公開システムにて公表を行います。 （２）参加資格を得ることができなかった企業について 別途通知を行います。この場合、その理由について説明を求めることができます。この場合には、交付日の当日にその旨を記載した書面をまちづくり推進課まで持参して下さい。書面の提出があった場合には、持参日の翌日（土曜日、日曜日及び祝日は除く）に回答します。
15	入札の方法	（１）三郷町電子入札により入札を執行します。 ※なお、やむを得ない事情で三郷町電子入札システムが利用できない場合は、三郷町ホームページに記載の「郵便入札の方法」に基づき、郵便入札でも受付を行います。 ※三郷町電子入札及び郵便入札の両方で応札された場合は、無効となりますのでご注意ください。 （２）入札に係る金額の記入方法 落札の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10／100 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 100／110 に相当する金額を入札書に記載してください。 （３）入札執行回数は１回とします。 （４）三郷町電子入札システムによる入札について、開札日の前日（休日の場合は前日に繰り上げる。）の午後５時までに到着したものを有効とします。 （５）入札結果（落札者への通知） 入札の結果は、参加者へは開札当日に三郷町電子入札システムにて通知します。また、翌日、三郷町入札情報公開システム及び庁舎２階の入札掲示板でも入札結果をご覧頂けます。電話等での問合わせには、お答えいたしません。
16	入札の無効	この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札、虚偽の申請を行った者のした入札及び入札条件に違反した入札は、無効とします。
17	入札中止条件	この入札手続執行中で、競争入札参加資格があると確認された業者が２者未満であるときは、その段階で入札手続及び入札を中止します。
18	入札保証金	三郷町契約規則第４条の規定により免除とします。

19	契約保証金	三郷町契約規則第３２条の規定により、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上を現金もしくは、契約者が保険会社との間に、三郷町を被保険者とする履行保証保険契約を締結したときは、その保険証券を納付すること。又は、三郷町契約規則第３３条の規定により、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。 （ただし、契約金額が 2,000 万円未満は免除とします。） （１）国債及び地方債 （２）銀行が振出し、又は、支払保証をした小切手 （３）公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社の保証
20	落札者の決定	（１）予定価格と最低制限価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。 （２）落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、開札終了後に当該入札者による電子くじを行い、落札者を決定します。
21	見積根拠資料	（１）見積根拠資料は、示された全項目に金額を明示し、工事名及び工事場所並びに住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載することが必要です。 （２）見積根拠資料は、契約上の権利義務を生じさせるものではありませんが、下記ア～オの場合の入札書は失格となりますので、間違いのないように作成してください。 ア　見積根拠資料（工事費内訳書）を提出しない場合 イ　見積根拠資料（工事費内訳書）の「入札書又は見積書記載金額」欄に記載される額が「入札書」に記載される額と一致していない場合 ウ　見積根拠資料（工事費内訳書）における工種ごとの金額を計算すれば「入札書又は見積書記載金額」欄の額と異なっている場合 エ　見積根拠資料において仕様書に示された工種ごとの一式金額・直接工事費計・共通仮設費計・現場管理費及び一般管理費の各項目の金額を記載していない場合 オ　その他記載内容に不備がある場合
22	落札の無効	入札前及び落札後、入札に対して談合の事実又は疑義の申し立てにより、当該工事を担当させるに相応しくないと認めた場合においては、落札を無効とし契約締結後にあっても契約を破棄するものとします。
23	前金払	請求があれば支払います。(契約金額の 40%以内とし、1 万円未満の端数は切り捨てます)
24	その他留意事項	（１）書類作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とします。 （２）現場説明会は原則として実施しません。 （３）申込書等提出時のヒアリングは実施しません。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることがあります。また、申込書等に虚偽の記載が発覚した場合は、本工事の参加業者とはしないとともに、入札参加停止措置を講ずることがあります。 （４）提出された申込書等は返却しません。 （５）提出期限以降における申込書等の差し替え及び再提出は認めません。

		（６）落札者は第１号様式に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
25	問い合わせ先	不明な点については、三郷町役場総務部まちづくり推進課まで問い合わせください。